

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案に関する意見募集について

令和8年3月
国土交通省
気象庁

国土交通省では、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令の制定を検討しております。このうち、気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）の一部改正について、下記の要領により、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。

1. 問い合わせ先

気象庁総務部企画課

2. 資料の入手方法

意見募集の対象となる改正案の概要については、電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、前項の問い合わせ先で配布しており、閲覧も可能です。

3. ご意見の提出手続き

(1) 提出期間

令和8年3月10日（火）から令和8年4月9日（木）まで

(2) 提出方法

下記のいずれかの方法でご提出ください。

ア. 電子政府の総合窓口「e-Gov」

<https://www.e-gov.go.jp>

※意見提出フォームを利用してください。

イ. 郵送

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9 気象庁総務部企画課 省令改正担当 宛

※4月9日（木）必着です。

他の郵便物との判別のため、封筒表面に赤字で「省令改正に関する意見提出」と明記してください。明記されていない場合、ご意見として受け付けできない場合がありますのでご注意ください。

<意見提出に関する注意事項>

- ご意見を正確に把握するため、電話によるご意見の受け付けはいたしかねます。ご了承ください。
- ご意見は日本語でご記入ください。
- 郵送で提出される場合は、様式は問いません。
- 提出者の住所、氏名（団体の場合は団体名）、電話番号、メールアドレスをご記入ください。いただいたご意見は住所、電話番号、メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

4. 提出されたご意見の取扱い

提出されたご意見につきましては、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表いたします。